

久御山町立久御山中学校

いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月

(令和 7 年 9 月最終改訂)

久御山町立久御山中学校

いじめ防止基本方針

久御山町立久御山中学校

1 はじめに

(1) 「いじめ防止基本方針」策定について

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体の重大な危険を感じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

久御山町では、生徒1人1人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、地域・家庭・その他の関係者との連携の下、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、久御山町いじめ防止基本方針が策定（平成26年4月、令和7年6月改訂）された。

(2) いじめの定義について

いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別的に行うことが重要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目しいじめに該当するか否かを判断するものとする。

その際、次のような児童生徒の心理から、いじめられていることを相談しにくい状況にあること、そして一方では「でも気づいてほしい」という思いがあることを受け止め、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることなどが必要である。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号 最終改訂：令和元年5月24日法律第11号）

第一章 総則（定義）

第二条

- 1 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(3) いじめの防止のための学校の基本的な方針について

- ア いじめはどの子どもにも起こり得るという認識を踏まえて、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないためのいじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を行っていく。
- イ 校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組を行っていく。
- ウ 保護者や学校運営協議会、地域の方々、学校教育に携わるすべての関係者一人一人が、いじめ問題の重要性を認識し、参画できる取組も検討していく。
- エ いじめの防止、早期発見、早期対応に関する措置を実効的に行うための中核となる常設の組織を設置する。(基本方針策定や見直し、いじめ防止の取組や計画が進んでいるかをチェックする。)

(4) 「いじめ」の特徴

- ア いじめの動機が感覚的なものであることが多い。
- イ いじめることが遊び半分に行われ、加害者にうしろめたさや罪の意識が弱い。
- ウ 親や教師に見えにくい場面で起こり、深刻な事態に発展するまで放置される。
- エ 集団で行われ、それを見ている周囲の子どもが加勢したり、傍観したりするため、いじめられる側は一層孤立化する。
- オ 特別な問題行動の見られない子どもの間でも発生しており、いわゆる「いじめの一般化」が進行している。
- カ いじめる側に立たなければ、自分がいじめられるという不安感からいじめる場合がある。
- キ 観衆(はやし立てたり、おもしろがったりする人)、傍観者(黙認し、知らん顔している人)にもいじめの制止行動が期待できない以上、味方にはならず、いじめの被害者はさらに孤立を深めることになる。

(5) 「いじめ」の態様

文部科学省初等中等教育局 「いじめ問題の対応について」 資料4-1

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(6) 「いじめ」を許さない日常的な指導の充実

- ア いじめている生徒に対しては、毅然とした指導を行う。
- イ いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- ウ 生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要になる。

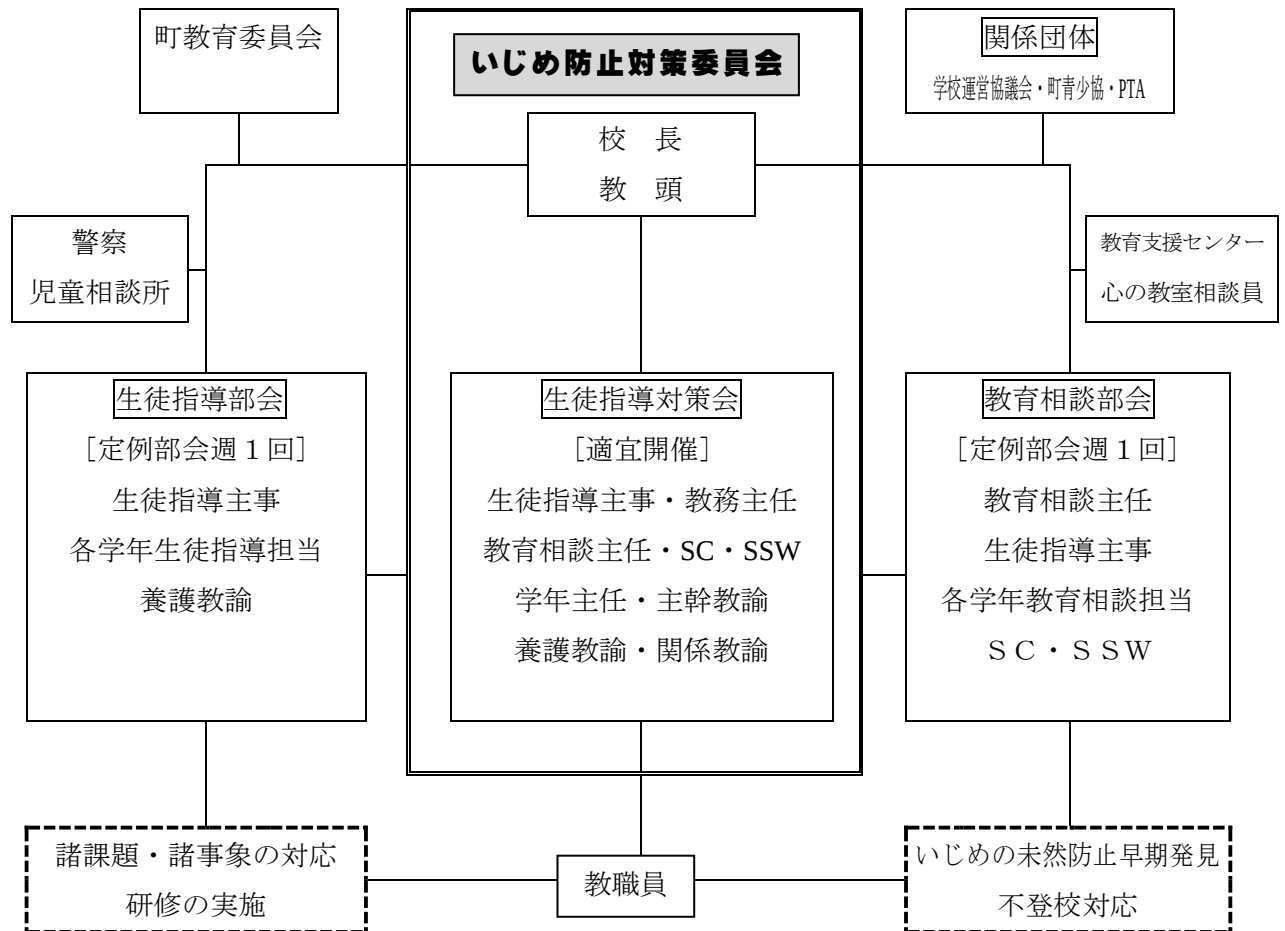
本校では、上記に加え「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省作成、令和6年8月改訂)や「いじめ防止対策の更なる強化について」(令和6年12月25日文部科学省初等中等教育局児童生徒課 事務連絡)等もふまえ、前に示す日常的な指導がより効果的に進められるよう、「いじめ防止基本方針」を策定し、以下に記す具体的な取組を全教職員共通理解のもとに、学校全体で組織的に推進するものである。

2 いじめの防止対策のための組織について

(1) いじめ防止対策委員会

- ア いじめの防止に関する取組を実効的に行うために、校内にいじめ防止対策委員会を設置する。
- イ いじめ防止対策委員会の構成員は、次の通りとし必要に応じて関係する教職員や専門家を加える。

【指導体制】



- ウ いじめ防止対策委員会は、毎月生徒指導部・教育相談部会開催時に併せて開催する。緊急の必要があるときにはこの限りではない。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

- ア 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証
- イ いじめの相談・通報の窓口
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有
- エ いじめの疑いに関する情報に対して関係ある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等
- オ 重大事態が疑われる事案が発生した場合、いじめとして対応すべき事案か否かを判断
- カ 重大事態が疑われる事案が発生した場合、重大事態に係る調査
- キ 関係機関・専門機関との連携

3 未然防止のための取組

(1) 未然防止の考え方

あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるという認識に立ち、全員を対象に働きかけ、いじめに向かわせない未然防止の取組を行うことが最も合理的で、最も有効な対策である。

(2) 未然防止の基本

全ての生徒が安全・安心に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。生徒一人一人の居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進め、互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくよう指導する。

(3) 主に教師に求められること

ア 生徒指導の実践上の4つの視点を生かした授業づくり

自己存在感の感受・共感的な人間関係の育成・自己決定の場の提供・安全・安心な風土の醸成

イ わかる授業づくり・規律のある授業づくりの推進

- ① すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ② いじめ防止のための年間計画の中に、授業を担当するすべての教員が公開授業を行い、互いの授業を参観し合う機会を位置付ける。
- ③ 授業中の規律について授業を見合う、見せ合うことによって改善・解決していき、学校として揃えていくべき事柄を考える。（ベル着・教室環境の整備）

ウ 教師の資質能力の向上を図る取組の推進。

教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動をなくす。

エ 心の教育の充実

- ① 道徳教育・人権教育の推進
- ② 体験活動・読書活動の推進
- ③ 規範意識・コミュニケーション能力の向上を目指した取組の充実
- ④ いじめについて理解を深める授業をすべての学年や学級で計画的に実施
- ⑤ 情報モラルについての指導（「ネット上のいじめ」などの問題の指導の充実）

オ 自己有用感をはぐくむ取組の充実

- ① 行事における学級づくり
- ② ピア・サポートの推進（異年齢集団による交流・小中連携の取組）

(4) 家庭・地域連携について

学校の方針、指導計画等の情報について、日頃より、家庭や地域へ積極的に公開し、保護者や地域住民の理解を得るようにする。

(5) 主に生徒にはぐくむこと

ア 「居場所づくり」の推進

- ① 学級や学年、学校を生徒の居場所になるようにする。
- ② 生徒が安心感を得るための授業改善や授業の見直しを行う。

イ 「絆づくり」の推進

- ① 子ども自らが主体的に取り組む活動を設定する。
- ② 互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできる活動を行う。
- ③ 教師は、「絆づくり」や「自己有用感」を感じる「場づくり」を設定する。
- ④ 全員の子どもの「絆づくり」を促すための教師の組織的・計画的な働きかけを行う。

- ウ いじめ未然防止教育を中心とした、いじめに向かわせない学校の取組（規律・学習・自己有用感）
- ① 授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感を持った学校生活が過ごせるようにする。
 - ② 生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

4 いじめの早期発見について

（１）早期発見の考え方について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを教師が認識する必要がある。日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃がさないようにするとともに、定期的なアンケート調査や聞き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努める。また、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定め、これらのアンケート調査等において、生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員に理解させ、生徒からの相談に対して迅速に対応することを徹底する。

（２）早期発見の基本について【子どもの視点に立った相談体制の充実】

ア 生徒のささいな変化に気付く。

- ① 学校生活や学習面から気になる変化が見られた場合、目撃情報を集約する。
- ② 学級日誌や個人ノート、日記等を活用し生徒の変化に気付くよう意識する。
- ③ 保健室の様子を聞く。
- ④ 家庭での様子、地域の通学時の様子等を知る体制を工夫する。
- ⑤ 健康アンケートやいじめアンケート、生活アンケート等や定期的な個人面談を行う。
- ⑥ 教職員が、普段から生徒への態度やかかわり方を見直す。
- ⑦ 暴力的な行為や暴力を伴ういじめを目撃した場合は、速やかに止める。

イ 気付いた情報を確実に共有する。

日常的に学年会や職朝等で報告・連絡・相談を常に行う。

ウ 情報に基づき速やかに対応する。

個人ではなく、組織的に対応する。

（３）早期発見のための取組

ア 情報の集約と共有

- ① いじめの情報については、些細なことを含め組織の担当者へ報告し、情報の共有化を図る。
- ② 「いじめ防止対策委員会」で共有された内容については、職員会議や職朝等を活用し、全教職員で共有する。

イ 年に２回、全生徒を対象としたアンケートを実施する。必要に応じて聞き取り調査も実施する。

ウ 相談窓口の設置と周知

- ① 参観や懇談会の後に、教育相談の日を設け、実施する。
- ② スクールカウンセラーと情報を共有し協力を仰ぐ。
- ③ 毎週生徒指導部会や教育相談部会、特別支援教育部会を開催し気になる生徒の交流を行う。

(4) 早期発見に向けた心構え

- ア いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを十分認識する。
- イ 何気ない冷やかしか悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることに注意する。
- ウ 日常のきめ細やかな声かけなどを通じて生徒が「包み込まれているという感覚」を実感できるようにし、気軽に教職員に相談できる関係性を構築する。
- エ SCやSSWの配置充実、相談体制を充実させ、こどもの声を聴き、こどもの視点に立って、こどもの悩みを受け止められるような取組を推進する。

(5) 早期発見に向けて教師に求められる力

- ア 教師の資質・能力の向上を目指した研修
人権侵害を鋭く見抜き、苦悩する生徒のいじめのサインを見逃すことなく敏感にとらえ、生徒と保護者の信頼に応えられるようにする。
- イ 平素から教師に相談しやすい雰囲気づくり
生徒がいじめを受けた時のつらさを打ち明け、教師が受け止めることができるようにする。
- ウ 授業や学級での様子はもとより、休み時間や放課後、清掃時間などあらゆる機会において、積極的に生徒と触れ合い、学校全体で生徒の心を受け止められる教職員集団づくりに努める。
- エ 養護教諭と教職員の交流を通し、生徒理解を深め、授業改善を図る。
- オ 相談機能の充実
SCによる教育相談や校内教育相談を効果的に活用する。
- カ 生徒の気持ちに寄り添った指導・援助
いじめの兆候や訴えがあったときは、じっくり話を聴き、何よりも苦しみやつらさを和らげ親身になって受け止める。
- キ いじめを知ったとき、全教職員の共通理解の下、校長を中心にして動ける組織体制を確立する。

5 いじめに対する早期対応の取組について

(1) いじめに対する早期対応の考え方

いじめの発見通報を受けた場合は、特定の職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。(学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「いじめ防止対策委員会」に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反する。)

その際には、被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者との協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

(2) いじめ発見・通報をうけた時の組織的な対応について

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。
- イ いじめと疑われる行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- ウ 「いじめ防止対策委員会」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を迅速かつ正確に行う。
- エ いじめであると判断されたら、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消までこの「組織」が責任を持つ。

- オ 問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守る。
- カ 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会、児童相談所とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。
- キ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ク いじめが「重大な事態」と判断された場合には、久御山町教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。
- ケ 個々の事案に柔軟かつ適切な対応が必要になる。一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどに留意する。

(3) 被害者の安全確保と継続指導

- ア いじめが発生した時は、いじめられた生徒から目を離さず仕返しの不安を払拭するなど身体的・精神的な安全の確保に全力を注ぐことを最優先する。
- イ いじめが完全になくなるまで注意深く徹底した指導をし、継続して十分な注意を払い、いじめられている生徒を学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

(4) 加害者や周囲の生徒への指導

- ア いじめへの毅然とした初期対応により、いじめは人権侵害であり、絶対に許されるものではないということを理解させる指導を徹底する。
- イ いじめの非人間性に気付かせることも大切である。被害者の身体的・精神的苦痛を共感的に受け止めさせ、生命尊重と人権尊重の精神を理解させる。
- ウ いじめの背景にあるいじめる側の心理を読み取る。
- エ いじめる側に不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。対応の方向性への示唆が得られるだけでなく、その視点から生徒の生活を見ることがいじめの未然防止にもつないでいく。
- オ いじめる側のいじめに至る状況を把握し、孤立させることなく、自分の行動について反省を促すとともに、許されないことであることが自覚できるまで指導を徹底する。
- カ いじめを傍観していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つように指導する。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合があっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。）

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(6) 生命の大切さの徹底

- ア すべての生徒に対して、生命や人権の大切さについての指導や生きる力をはぐくむ指導を改めて徹底する。
- イ 生徒の自殺を食い止めるためのあらゆる手立てを講じなければならない。その際、絶対に死んではいけないこと、死にたいと思ったらその思いを周囲の人に打ち明けること、また電話やメールによる相談もできることを生徒一人一人に徹底する。

(7) 生徒自ら解決できる力の育成

生徒がもつ正義感や浄化機能を高め、正義がいきわたる学校、学級づくりに努め、生徒自らがいじめの問題の解決に取り組むよう指導することで、同様の事態が再発することの未然防止につなげる。

(8) 「インターネット上のいじめ」に関する指導

- ア 早期発見に向けて、子どもとインターネットやスマートフォンとの関わり方を理解し、困った時に周りの大人に相談できる環境づくりや、子どもたちの交友関係の把握をする。
- イ いじめ発見時は、事実関係を確認し、いじめられた生徒の保護を最優先し、心のケアに配慮する。
- ウ 他にも同様の情報が公開されていないか調査し、当該情報を保存した上で削除が必要と判断される場合は、管理者やプロバイダー等へ削除依頼を行う。
- エ いじめの解消に向けて、その背景に従来のいじめがあることも想定しながら内容に関連する問題事象や問題行動について調査し、いじめた子どもへの指導を含め迅速かつ適切に対応する。
- オ 未然防止に向けて、豊かなコミュニケーション能力の育成や情報教育、道徳教育、人権教育の内容との関連を踏まえ、発達の段階に応じた情報モラルに関する指導を徹底するとともに、トラブルから自分自身を守るために必要な知識、インターネットやスマートフォン利用のマナーやルールなど保護者とも協力して指導する。

(9) 地域との連携

学校評議員や地域の関係団体に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

なお、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等であり、相当の期間とは年間 30 日を目安とする。

- (2) 重大事態が発生した場合は、速やかに久御山町教育委員会に報告し、調査をする主体等を協議する。調査を行うにあたっては、「いじめ防止のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日策定、平成 29 年 3 月 14 日最終改定 文部科学大臣決定）及び京都府・久御山町の「いじめ防止基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月策定、令和 6 年 8 月改訂 文部科学省）」に基づき適切に対応する。
- (3) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。

- (4) 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- (5) 調査結果を久御山町教育委員会に報告する。
- (6) 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要な取組を進める。

7 関係機関との連携について

(1) 地域・家庭との連携の推進

- ア PTA との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を進める。（研修会や講演会実施等）
- イ いじめの防止に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。
- ウ 学校運営協議会の会議や地域の民生児童委員の方々との懇談会の中で、本校の取組について情報提供し啓発を行う。

(2) 関係機関との連携の推進

- 警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図れるように努める。